

## 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる花巻市まちづくり条例」 (仮称) の制定に係る取り組みについて

### 1 概要及び経緯

全国の自治体で「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる〇〇市まちづくり条例」等（以下、「共生き条例」という。）の名称で、障がい者への「差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮不提供の禁止」や障がいへの理解の促進のため地域特性に基づいた独自の規定等を定めた条例が制定されています。

これらの条例は概ね障がい者の差別禁止や、尊厳と権利の保障を義務付けた、平成28年4月施行の障害者差別解消法を始めとして施行されており、岩手県においては障害者差別解消法が施行される約5年前の平成23年7月1日に「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（以下、「県条例」という。）として施行されていますが、県内の市町村においては同様の条例を制定している市町村は現時点ではありません。

このような中、花巻市では令和6年第3回花巻市議会定例会（9月定例会）において、花巻市身体障害者福祉協会様、他1名から花巻市における本条例制定の請願があり、当該定例会において、令和6年10月1日に全会一致で請願が採択されました。

### 2 「共生き条例（花巻版）」の制定に係る検討及び取り組みについて

令和6年10月1日に「共生き条例」の制定について、花巻市議会において請願が全会一致で採択されたこと等から、以降において市議会一般質問における答弁や市内障がい福祉団体との懇談会を実施しました。

#### (1) 花巻市議会一般質問について

##### ア 令和7年第1回（3月）定例会一般質問

(答弁)

「花巻市が条例を制定する場合には、障がい者の理解の促進、障がい者の置かれている地域特性や社会参加の状況、就労に向けた支援等、障がい者にとって日常生活を含む社会生活を行う上での不安要素を勘案しながら条例構築を行う必要があります。花巻市身体障害者福祉協会等の市内の障がい者団体からもご意見を伺いながら、条例の制定の必要性について検討してまいります。」

##### イ 令和7年第4回（12月）定例会一般質問

(答弁)

「令和7年度における取り組みとして、障がい者当事者団体、障がい者家族会、障がい福祉サービスを提供している社会福祉法人との意見交換会を実施したところです。市独自の条例制定については、国において「障害者差別解消法」、岩手県においては「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が施行されているところであり、市はその法律等を守る義務があるところです。市としての独自条例の制定につきましては、法律、県条例に規定されていることについて、マニュアルを作成し実行していく方が良いのか法律や県条例において、

定めのない事項や上乘せが必要な事項について精査し、市の条例として独自に制定する必要があるのか、先進地の条例等を参考としながら、さらに分析を進めていく必要があると考えております。」

(2) 障がい者当事者団体、障がい者家族会等の懇談会の実施について

「共生条例の制定について、以下により障がい者当事者団体、障がい者家族会、障がい福祉サービスを提供している社会福祉法人との懇談会を実施しました。

令和7年	7月31日	花巻市手をつなぐ育成会
同	8月1日	社会福祉法人花巻市社会福祉協議会
同	8月6日	社会福祉法人光林会
同	8月9日	特定非営利活動法人花巻あけぼの会
同	8月20日	花巻市身体障害者福祉協会
同	10月17日	岩手県聴覚障害者協会花巻支部

(3) (2)の懇談会でいただいた意見等について（主なものを列挙）

・障がいのある子であっても学びの機会が欲しい。学習の機会が狭まれていると感じる。
・地域住民との交流の場が欲しい。人と触れ合ってお互いを理解する必要がある。
・重度の障がいがあっても音楽イベントなどの文化的交流も必要と思う。
・支援学校の高等部卒業後の夕方の支援を充実させて欲しい。
・親なき後の相談室のようなものがあれば良い。
・障がい者の理解がもっと進めば良い。地域の方もどこまでお手伝いすれば良いのかわからないことが多く手助けにつながらない。お互いの理解促進が必要ではないか。
・障がい者で就労している人も高齢化している。働ける人も限られることから障がいの特性に応じた就労環境の整備や確保が必要と思う。
・ヘルプマークやひとにやさしい駐車場等、制度や意味について周知して欲しい。
・障がいや福祉を理解する社会を作っていくため、学校教育で福祉教育や福祉制度について学習する機会を増やして欲しい。
・災害時において障がい者でも詳細な情報が伝達されると良い。
・障がいのある人も健常者も対等の立場であることの理解が必要。
・「共に学び共に生きる」は教育の分野でどう実現していくか。インクルーシブ教育が必要。
・このような条例はあっても知らない人が多く、継続した啓発が必要で具体性をどう示していくかが課題となるのではないか。
・このような条例は啓発が重要ではないか。子どもたちへの福祉教育が重要であり「障がい者」ではなく一人の人間として見ることが大事。一人の人間の成長という観点からの福祉教育が大切ではないか。

### 3 「共生き条例（花巻版）」の制定に係る検討について

「共生き条例」の趣旨は、障がいのある人もない人もお互いを大切にし、地域の中でお互いに役割を満ちながら助け合い安心して生活を送りながら、社会参加ができる地域づくりを推進することを目的としていることと考えます。

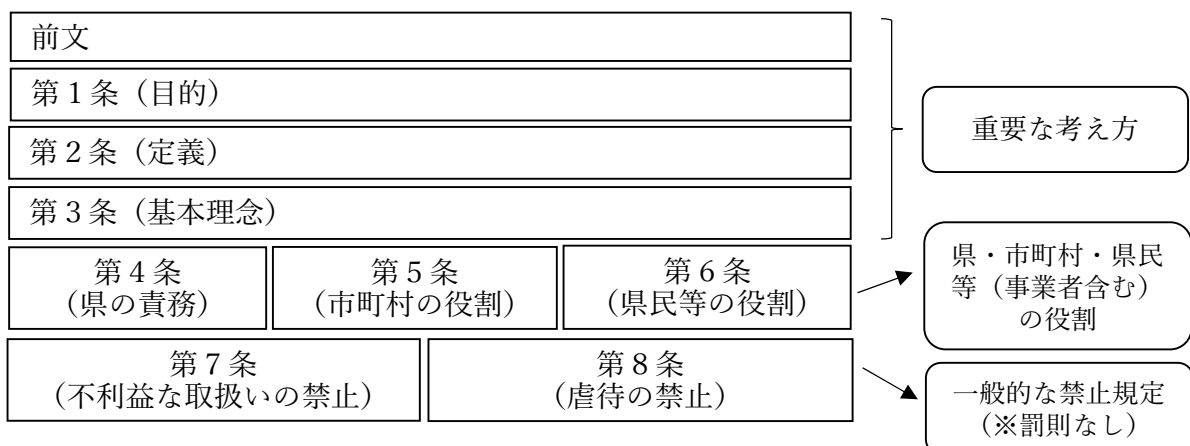
今後においては、過去の花巻市議会における一般質問の答弁及び昨年実施した障がい者当事者団体等からいただいたご意見等を勘案し、法律、県条例（特に第9条から第14条）との照らし合わせを進め、また当該条例を制定済みの自治体の条例を比較しながら、「共生き条例（花巻版）」の制定について分析を進めてまいります。

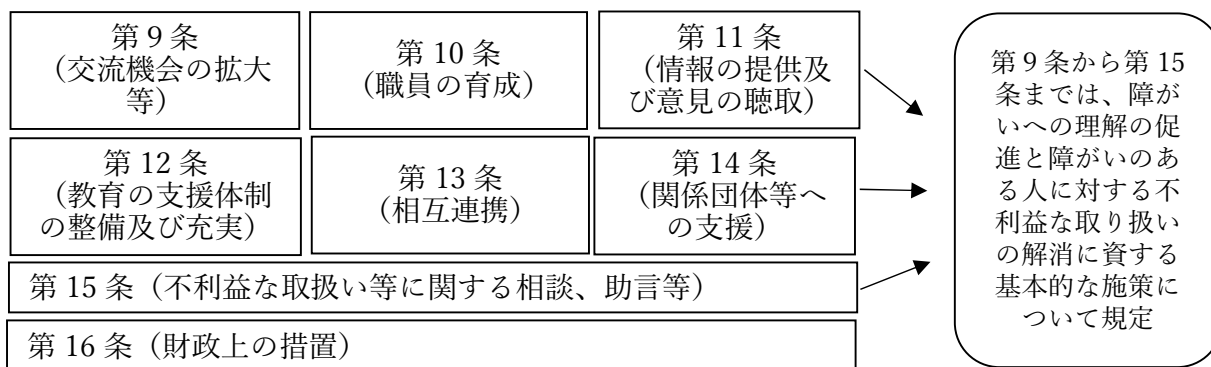
#### 【参考】

#### ◇ 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」について

岩手県では、全国を上回る少子高齢化の進行で、地域の担い手が減少しつつある中、持続可能な社会を構築していくために、障がいのある人もない人もそれぞれが地域における役割を担い、共に生きる地域づくりを早急に進めていく必要から、すべての県民が等しく地域社会を担う一員としてあらゆる分野に参加することができるよう、共に学び、共に生きる中で将来の地域づくりを担う人材に対する正しい知識の普及と理解の促進を図り、障がいのある人に対する理解の促進、不利益な取扱いの解消に関し基本理念を定めるとともに、同条例第4条に「県の責務」、第5条に「市町村の役割」、第6条に「県民等（県民及び事業者）の役割」を明らかにするとともに、第7条以下については、一般的な禁止規定や障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する施策の推進の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人もない人もお互いに権利を尊重し合いながら、共に学び、共に助け合って暮らすことができるような地域づくりを推進することを目的に、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（以下、「県条例」という。）を制定しています。（全国で3番目）

#### ◇ 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県まちづくり条例」の構成





#### ◇ 障害者差別解消法及び県条例に基づいた花巻市の取組みについて

- 市では、障害者差別解消法並びに県条例に則り、障がいを理由とする差別の解消に次のとおり取り組んでいます。
  - ・市計画への掲載 … 花巻市保健福祉総合計画へ掲載し法律、県条例の基本理念を推進
  - ・啓発活動 … 差別解消、虐待防止等について、広報・HP等で啓発
  - ・相談窓口 … 差別、虐待に関する相談窓口の設置
  - ・職員対応 … 障害者差別解消法第10条に規定される地方公共団体職員が障がい者に対し適切に対応するための必要な要領として「花巻市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」を平成28年8月に制定し、障がい者等に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について、毎年度職員研修を実施する等、徹底を図っております。